

# 厚生労働省設置法（抄）

（平成一一・七・一六法律第九七号）

（略）

## 第二節 審議会等

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会

厚生科学審議会

労働政策審議会

医道審議会

薬事・食品衛生審議会

前項に定めるものほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で

本省に置かれるものは、次のとおりとする。

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

（略）

## （労働政策審議会）

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要な事項を調査審議すること。

二 厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要な事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する重要な事項に關し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四七年法律第五十七号）、労働災害防止固体法（昭和三十九年法律第一百八十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和四十六年法律第一百一十九号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を處理すること。

前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他労働政策審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

（略）